

令和5・6年度 岩沼市競争入札参加資格審査申請要領

岩沼市では今回の申請から、総務省による標準様式を導入します。標準様式等の詳細については、総務省ホームページにてご確認ください。なお、当市のホームページでも申請に必要なデータを掲載しています。

(総務省掲載 URL) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

1. 申請受付期間及び方法

(1) 受付期間

令和4年12月1日(木) から 令和4年12月26日(月) まで

原則、非対面での申請（電子メール、郵便及び宅配便等）受付とします。

※1 電子メールによる提出は、令和4年12月26日24時までに当市で受信確認できたものを有効な申請とします。

※2 郵便による提出は、令和4年12月26日の消印有効とします。

※3 郵便以外の宅配便等による提出は、令和4年12月26日必着とします。

(2) 提出先

【電子メールによる提出の場合】

提出先メールアドレス : keiyaku-shinsei●city.iwanuma.miyagi.jp

※1 提出先メールアドレス内の「●」を「@」に変更してご提出ください。

※2 添付ファイルの合計容量が5MBを超えた場合、当市で受信できない可能性があります。その場合は添付ファイルを2通に分けて送信する等、ご対応ください。

※3 当市でメール受信後、3開庁日（土日祝日を除く）以内に申請を受付けた旨を返信します。返信がない場合は、当市で受信できていない可能性がありますので、「7. 問い合わせ先」までご連絡ください。

【郵送及び宅配便等による提出の場合】

〒989-2480

宮城県岩沼市桜一丁目6-20 岩沼市総務課総務係 あて

(3) 有効期間

令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 までの2年間とします。

(4) 申請方法

【電子メールによる提出の場合】

メールの件名を「R5・6入札参加資格審査申請（社名）」とし、申請書のExcelデータ、追加項目用のExcelデータ及び添付書類を電子化したデータを添付のうえ、送信してください。※社名の部分は御社名（略称も可とします）を入力してください。

【郵送及び宅配便等による提出の場合】

送付する封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。

2. 申請区分

区 分	業種例
建設工事	工事請負全般、修繕（建物等）
測量・建設コンサルタント等	測量、建築設計、建設コンサルタント、地質調査、 補償コンサルタント
物品製造・役務の提供等	物品売買、賃貸借、製造請負、役務の提供、サービス業、 修繕（物品）

3. 申請者の資格

申請者は、次に掲げる事項に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）でないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予制度又は国税の納税猶予制度が適用となった場合は、「納税の猶予許可通知書」の写しを添付することで申請を受付けます。
- (4) 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年告示第83号）別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 建設工事区分に申請する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けていること。
- (6) 測量・建設コンサルタント等区分に申請する者は、申請業種に関する関係法令に基づく許可・登録を受けていること。
- (7) 物品製造・役務の提供等区分に申請する者で、営業に関し許可・登録等を必要とする業種について申請する者は、申請業種に関する関係法令に基づく許可・登録を受けていること。

4. 提出書類

- (1) 追加項目用様式内にある「提出書類一覧表」を申請区分ごとに確認してください。
- (2) 各納税証明書については、申請日から3か月以内に発行されたものに限り、有効とします。
- (3) 「委任状」及び「誓約書兼同意書」の押印が必要な書類について、提出方法は次のとおりとします。

【電子メールによる提出の場合】

押印された書類を電子データ化（PDFファイルを基本とする）し、申請書と併せて電子メールに添付してください。また、電子データ化された書類の内容が不鮮明な場合は、再度の提出を求める場合がありますのでご了承ください。なお、岩沼市から要請があった場合には原本を提出できるように、申請者にて保管しておいてください。（競争入札参加資格承認書

の有効期間満了後は、原本を破棄していただいで構いません。）

【郵送及び宅配便等による提出の場合】

押印された書類を申請書と併せて、ご提出ください。

- (4) 「各納税証明書」、「総合評定値通知書（建設工事の場合）」、「登録証明書等（測量・建設コンサルタント等の場合）」及び「許可証等（物品製造・役務の提供等）」の写しについては、上記4.（3）と同様とします。ただし、本項目の書類の原本を岩沼市が求めることはありませんので、郵送等により提出される際はご注意ください。

5. 審査結果

- (1) 審査の結果、登録が認められた場合は、競争入札参加資格承認書を令和5年3月24日までに担当者あて（様式1の「17 担当者メールアドレス」に記載されたメールアドレス）に電子メールにて送付します。電子メールの登録がない場合、郵送により発送しますので、返信用封筒を申請書と併せてご提出ください。また、競争入札参加資格承認簿を作成し、岩沼市のホームページ上で登録業者名等を公表します。
- (2) 申請書類に不備があった場合は補正の上、再度提出してください。
- (3) 審査の結果、申請書類に補正ができない不備又は虚偽の記載があった場合、その他競争入札参加資格を有しないと認められた場合は、理由を付して申請者に通知します。また、承認後であっても虚偽の記載があった場合等は、入札参加資格の承認を取り消すことがあります。

6. 申請内容の変更

競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、申請書提出以降に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出てください。変更届の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

また、建設工事区分において、入札参加資格の承認前に総合評定値通知書（以下、「経審」という）が更新された場合は、更新後の経審の写しを添付して提出してください。入札参加資格の承認後に更新された場合は、経審差替時用シート（ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上、更新後の経審の写しと併せて提出してください。なお、登録を希望する工種区分に変更がない場合は、経審差替時用シートの省略を可としますので、更新後の経審のみをご提出ください。

7. 問い合わせ先

岩沼市 総務部 総務課 総務係（契約担当者あて）

電話 番号：0223-23-0185

FAX 番号：0223-24-0897

メールによる問い合わせの場合、本要領1.（2）の提出先メールアドレスと同じ